金沢農業大学校修了生等就農支援事業実施要綱

(平成19年4月1日決裁)

改正 平成20年4月1日決裁 平成21年4月1日決裁 平成23年3月31日決裁 平成25年4月1日決裁 平成25年4月1日決裁 平成28年3月23日決裁 令和3年3月19日決裁 令和5年3月22日決裁 令和5年6月30日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、金沢農業大学校の研修を修了した者又は1年以上の研修を受けた者 で当該研修を修了する予定のもの(以下「修了生等」という。)で、本市において新た に就農するものに対し、補助金の交付等の支援を行うことにより、本市農業の担い手の 育成を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 修了生等のうち、本市における10アール以上の農地において、5年以上野菜その他の市長が定める農作物の生産(以下「農作物の生産」という。)を行う者
 - (2) 修了生等のみで構成され、本市における10アール以上の農地において、5年以上農作物の生産を行う団体

(対象者の責務)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、地域の生産組合等に加入するとともに、地域の農業の活動等に参加し、及び協力するよう努めるものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、国又は県の補助事業その他本市以外の者が実施する補助事業(以下「他の補助事業」という。)の活用が可能な場合は、当該他の補助事業を優先的に活用するものとする。

(対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、農作物の生産を行うために必要となる経費のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 土地の賃借料
 - (2) 客土、暗きょ整備等の土地基盤整備費
 - (3) たい肥等の土壌改良資材費
 - (4) ビニールハウス等の生産施設整備費
 - (5) トラクター等の農業機械の購入費及び賃借料
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の事業計画において、当該補助金の額の合計 が5万円未満である場合は、前項第2号、第4号及び第5号に掲げる経費は、補助金の 交付の対象としないものとする。

(補助率、補助金の額等)

第5条 第2条第1号に掲げる者に対する補助金の交付に係る対象年度、補助率及び補助 金の額は、次のとおりとする。

区 分	対象年度	補助率	補助金の額					
土地の賃借料	3年度まで	次に掲げる区分に応じ、	10アール当たり、次に					
		それぞれ次に定める率と	掲げる区分に応じ、そ					
		する。	れぞれ次に定める額を					
		(1) 1年度目 10/10	上限とし、1年度につ					
		(2) 2年度目 9/10	き120,000円を限度とす					
		(3) 3年度目 8/10	る。					
			(1)平担地域の田					
			12,000円					
			(2)中山間地域の田					
			7,000円					
			(3)砂丘地の畑					
			24,000円					
			(4)砂丘地以外の地域の					
			畑					

			8,000円
土地基盤整備費	3年度まで。	次に掲げる区分に応じ、	1平方メートル当たり
	ただし、1 圃	それぞれ次に定める率と	1,200円を上限とし、
	場における整	する。	6,000,000円を限度とす
	備は、2年度	(1) 小作地又は中山間地	る。
	までとする。	域に存する自作地	
		ア 1年度目 10/10	
		イ 2年度目 9/10	
		ウ 3年度目 8/10	
		(2) その他の自作地	
		8 / 10	
土壤改良資材費	3年度まで	次に掲げる区分に応じ、	10アール当たり30,000
		それぞれ次に定める率と	円を上限とし、1年度
		する。	につき150,000円を限度
		(1) 1年度目 10/10	とする。
		(2) 2年度目 9/10	
		(3) 3年度目 8/10	
生産施設整備費	3年度まで	1/2	対象年度につき
		ただし、スマート農業技	2,100,000円を限度とす
		術の導入については、	る。
		1/10上乗せする。	
農業機械の購入	3年度まで	1/2	対象年度につき
費及び賃借料		ただし、スマート農業技	2,880,000円を限度とす
		術の導入については、	る。
		1/10上乗せする。	

備考 この表における対象年度(土地基盤整備費の項のただし書を除く。)については、初めてこの要綱の規定による補助金の交付を受けた年度から起算した連続する年度とする。

2 第2条第2号に掲げる団体に対する補助金の交付に係る対象年度、補助率及び補助金の額は、次のとおりとする。

区 分	対象年度	補助率	補助金の額
土地の賃借料	5年度まで	次に掲げる区分に応じ、	10アール当たり、次に
		それぞれ次に定める率と	掲げる区分に応じ、そ
		する。	れぞれ次に定める額を
		(1) 1年度目 10/10	上限とし、1年度につ
		(2) 2年度目 9/10	き240,000円を限度とす
		(3) 3年度目から5年度	る。
		目まで 8/10	(1) 平担地域の田
			12,000円
			(2) 中山間地域の田
			7,000円
			(3) 砂丘地の畑
			24,000円
			(4) 砂丘地以外の地域
			の畑 8,000円
土地基盤整備費	5年度まで。	次に掲げる区分に応じ、	1平方メートル当たり
	ただし、1 圃	それぞれ次に定める率と	1,200円を上限とし、
	場における整	する。	12,000,000円を限度と
	備は、2年度	(1) 小作地又は中山間地	する。
	までとする。	域に存する自作地	
		ア 1年度目 10/10	
		イ 2年度目 9/10	
		ウ 3年度目から5年	
		度目まで 8/10	
		(2) その他の自作地	
		8 / 10	

土壤改良資材費	5年度まで	次に掲げる区分に応じ、	10アール当たり30,000
		それぞれ次に定める率と	円を上限とし、1年度
		する。	につき300,000円を限度
		(1) 1年度目 10/10	とする。
		(2) 2年度目 9/10	
		(3) 3年度目から5年度	
		目まで 8/10	
生産施設整備費	5年度まで	1/2	対象年度につき
		ただし、スマート農業技	2,100,000円を限度とす
		術の導入については、	る。
		1/10上乗せする。	
農業機械の購入	3年度まで	1 / 2	対象年度につき
費及び賃借料		ただし、スマート農業技	2,880,000円を限度とす
		術の導入については、	る。
		1/10上乗せする。	

- 備考 この表における対象年度(土地基盤整備費の項のただし書を除く。)については、初めてこの要綱の規定による補助金の交付を受けた年度から起算した連続する年度とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に掲げる経費に対して他の補助事業により補助金が交付される場合における本市から交付する補助金の額は、前2項の規定により算出した補助金の額から当該他の補助事業による補助金の額を控除した額(この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度補助金交付申請書に、営農計画書 (様式第1号)、本市において5年以上農業経営を続ける旨の誓約書(様式第2号。以 下「誓約書」という。)、金沢農業大学校の修了証書の写し(金沢農業大学校の研修を 修了する予定の者にあっては、学校長の推薦状。以下「修了証書の写し等」という。) 及び事業計画(当該年度における第4条第1項各号に掲げる経費及びこれらの経費に係 る前条の規定により算定した補助金の額を記載したものに限る。)を添付して市長に提 出しなければならない。ただし、当該補助金の申請に係る農作物の生産について、既に 営農計画書等の添付書類を市長に提出している場合については、これらの添付を要しな いものとする。

- 2 第2条第2号に掲げる団体が補助金の交付を受けようとする場合に係る前項の規定の 適用については、当該団体に属する全ての修了生等に係る誓約書及び修了証書の写し等 を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合は、速やかに交付の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 非行その他の不正な行為のあったとき。
 - (3) 補助金の交付を受けてから5年未満の期間で、農作物の生産を断念したとき。
 - (4) 第4条第2号、第4号又は第5号に掲げる経費に係る補助金の交付の決定を受けた 者又は補助金の交付を受けた者で、当該年度における補助金の額の合計が5万円未満 であったとき。
 - (5) その他補助金を交付することが不適当であるとき。

(届出)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けている者は、疾病、事故等により農作物の生産が困難 になったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 補助金の交付を受けた第2条第2号に掲げる団体は、補助金の交付を受けた日から5 年以内に構成員に異動があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならな い。

(適用除外)

- 第9条 市長は、次に掲げる者には、補助金を交付しない。
 - (1) 金沢農業大学校を修了した翌年度から起算して3年度目まで(第2条第2号に掲げる団体にあっては、その構成員がいずれも金沢農業大学校を修了した翌年度から起算

して3年度目までに当たる年度まで)に、この要綱の規定による補助金の交付の決定 を受けていない者

(2) 市税を滞納している者

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成21年4月1日決裁)

改正後の金沢農業大学校修了生等就農支援事業実施要綱の規定は、平成21年度分からの 補助金について適用する。

附 則(平成23年3月31日決裁)

改正後の金沢農業大学校修了生等就農支援事業実施要綱の規定は、平成23年度分からの 補助金について適用する。

附 則(平成25年4月1日決裁)

改正後の金沢農業大学校修了生等就農支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の第6条第1項の申請をするもの(施行日から平成26年1月31日までは施行日前に金沢農業大学校の研修を修了した者及び施行日から平成26年1月31日までに金沢農業大学校の研修を修了する予定の者並びにこれらの者で構成される団体、平成26年2月1日以後は金沢農業大学校の研修を修了した者及び当該者で構成される団体を除く。)について適用し、施行日前に改正前の第6条第1項の申請をしたもの及び施行日以後に改正後の第6条第1項の申請をするもの(施行日から平成26年1月31日までは施行日前に既に金沢農業大学校の研修を修了した者及び平成26年1月31日までに金沢農業大学校の研修を修了した者及び平成26年1月31日までに金沢農業大学校の研修を修了した者及び平成26年2月1日以後は金沢農業大学校の研修を修了した者及び当該者で構成される団体、平成26年2月1日以後は金沢農業大学校の研修を修了した者及び当該者で構成される団体に限る。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日決裁)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年度分からの補助金について適用する。

附 則(令和3年3月19日決裁)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年度分からの補助金について適用する。

附 則(令和5年3月22日決裁)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年度分からの補助金について適用する。

附 則(令和5年6月30日決裁)

改正後の金沢農業大学校修了生等就農支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

営農計画書

住 所								
氏 名								
本市において営農を								
開始する理由								
	所	在	也]	取 得	事の こ	方 法	
本市において								
耕作する農地								
日仕事からの	①道のり		kı	n				
居住地からの	②所要時間]	5	}				
通作方法	③交通手段	Ė						
	区分	地目	現	状		目	標	
	所有地							
経営農地	貸入地							
	貸付地							
	氏 名	続 柄	年 齢	従事	日数	職業	摘	要
家族構成								

	名 移	購	入	年	台	数		摘	要
所有農機具等									
	①自己資	金							
資金調達	②借入先								
	③借入資	金							
	作物名	琇		状	(a)		目	標	(a)
現在の営農状況と目標									
現在の召展状化 C 日保									
その他									

様式第2号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

私は、金沢市において5年以上営農を続けることを誓約します。

記

- 1 農地所在地
- 2 面 積

住 所

氏 名